

- (5) 現地の社会事情を理解し、現地の文化や慣習に十分配慮した事業活動を行う。
- ① 現地社会の一員として現地の抱える社会問題（マイノリティ、教育、犯罪、貧困等）に十分に配慮し、現地NPOなどとも積極的に対話・連携を進め、誠実に対応する。
 - ② 商工会議所など現地の経済団体、コミュニティ、政府、州、市町村の活動に積極的に参加するとともに、自社を理解してもらうために必要な情報発信・広報活動を積極的に進める。
 - ③ 現地教育機関への支援、ビジネス・インターンの実施、奨学金供与などを通じて、現地の人材育成に貢献する。
 - ④ 寄付やボランティア活動などの社会貢献活動を積極的に行う。
- (6) 現地のニーズにあった寄付を実施する。
- ① 現地法人などに寄付検討委員会を設置するなど、寄付に関する手続きの整備や透明性の向上に努める。
 - ② 本社側も現地における寄付の重要性を理解し、現地の判断を最大限に尊重するとともに、必要に応じて資金面などで支援を行う。
- (7) ボランティア活動を推進する。
- ① 海外支店駐在員・現地法人出向者は率先してボランティア活動を行う。
 - ② 本社側もボランティア活動の必要性を十分に認識し、有給休暇の取得許可など、現地での活動を奨励する。
 - ③ 現地従業員によるボランティア活動も奨励・推進する。